

奈良県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
武本 昌史	たけもと接骨院 北葛城郡河合町広瀬台三―六 ―三	平成二十九年一月三十一日
垣内 奈津子	生駒駅前鍼灸院（訪問） 生駒市北新町一二―三八―一 階	平成二十九年一月三十一日
林 典雄	生駒駅前鍼灸院 生駒市北新町一二―三八―一 階	平成二十九年一月三十一日
播磨 夢	生駒駅前鍼灸院 生駒市北新町一二―三八―一 階	平成二十九年一月三十一日
佐藤 彰博	生駒駅前鍼灸院 生駒市北新町一二―三八―一 階	平成二十九年一月三十一日
碓 信康	やまと鍼灸整骨院	平成二十九年二月一日

大和高田市礪野東町一〇
上田ビル一階